

平成24年第2回定例会

斑鳩町議会会議録

平成24年6月8日

午前9時00分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	小野隆雄
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏 係長 安藤容子

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	西本喜一
総務課長	黒崎益範	企画財政課長	面卷昭男
税務課長	加藤恵三	住民生活部長	乾善亮
福祉課長	植村俊彦	国保医療課長	寺田良信
健康対策課長	西梶浩司	環境対策課長	栗本公生
住民課長	清水昭雄	都市建設部長	藤川岳志
建設課長	川端伸和	観光産業課長	清水修一
都市整備課長補佐	松岡洋右	会計管理者	野崎一也
教委総務課長	西川肇	生涯学習課長	佃田真規
上下水道部長	谷口裕司	下水道課長	上田俊雄

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前 9時00分 開会)

○議長（嶋田善行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、昨日に続き一般質問であります。順序に従い質問をお受けいたします。

初めに8番、小野議員の一般質問をお受けいたします。 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） おはようございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告の順に従いまして質問していきます。

まず、1、汚物処理場鳩水園について、その1として、鳩水園整備当初からの汚物処理運転管理業務の推移を問うとの質問ですが、この施設の整備状況と運転管理業務の今日までの推移をお示しく下さい。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 鳩水園の施設整備状況と運転管理業務の今日までの推移についてのご質問でございます。

まず、鳩水園の施設整備状況でございますが、鳩水園につきましては、昭和52年3月に設置をいたしております。処理方式は酸化処理方式。いわゆる凝集・沈殿・ろ過による生し尿及び浄化槽汚泥の処理で、昭和52年3月に処理を開始をいたしております。その後、計画的に施設機器のオーバーホールや補修整備を行ってまいりまして、平成5年度には放流水の黄褐色の除去と、より良好な水質保全のためオゾン処理装置を導入いたしまして、また平成20年度から平成21年度にかけては、公共下水道普及に伴います、し尿処理場の減少によりまして、放流水の窒素含有量が水質基準値を超える恐れがあるということから水質基準値以下での放流に対応するため、標準脱窒素処理導入に伴う改修工事を行っております。生し尿、浄化槽汚泥の適正な処理と水質汚濁の防止に努めるとともに、適宜施設の補修工事、点検整備を行いながら適切な維持管理に努めているところでございます。

次に、鳩水園の運転管理業務の現在までの推移についてでございます。

鳩水園の運転管理につきましては、昭和52年の設置当初から平成3年度までは町の職員によります運転管理を行ってございましたが、職員の人事配置の関係、また効率的かつ、より良好な処理、運転管理を行うため、平成4年度より委託業者によります運転管理を行ってございまして、当初より当該施設の施工業者であります浅野工事株式会社と随意契約によります業務委託をしておりました。

その後、平成8年度からは事務引き継ぎによりまして、関連会社でありますアサノ奈良環

境サービス株式会社との随意契約とし、さらに、この会社の名称の変更によりまして奈良テクノサービス株式会社となりまして、平成18年度まで随意契約によりまして業者委託を行っておりました。

さらに、平成19年度につきましては、それまで委託をしておりましたこの奈良テクノサービスが運転管理業務から撤退するとの意向を示されましたことから、新たに委託業者を決めるため指名競争入札を行いまして、落札をされた日本ヘルス工業株式会社と委託契約をいたしまして、その後、平成20年度は随意契約により同社と委託契約をいたしております。

平成21年度におきましても、当初、この日本ヘルス工業株式会社との随意契約による業務委託を計画しておりましたが、平成21年3月の予算常任委員会におきまして、委員より契約方法についてのご指摘を受けましたことございまして、平成21年4月から3か月間随意契約をいたしまして、改めて指名競争入札を行いました結果、日本ヘルス工業株式会社が落札をいたしまして、平成21年7月より引き続き、同社と委託契約を行っております。

平成22年度以降も指名競争入札を行いまして、落札された日本ヘルス工業株式会社と委託契約を行っておりますが、平成23年5月に会社名がウォーターエージェンシー株式会社に名称の変更になっております。

このような中で平成24年度につきましても、指名競争入札にする予定としておりましたが、平成24年3月15日の入札日までに指名業者すべてが入札の辞退をされまして、入札の取りやめとなりました。

このことから、早急に運転管理業務の委託先を探す必要がある中で、予算決算常任委員会でもご意見をいただく中で、鳩水園の施工業者であり、平成23年度の鳩水園施工補修工事の請負業者である浅野環境ソリューション株式会社が当該施設及び運転管理の状況等に精通しており、またほかの施設でも運転管理業務を行っておりますことから、平成24年4月より当該業務を引き続いて行う必要がある中で、迅速、適切な対応が可能であると判断をいたしまして、随意契約によりまして、先般の入札予定価格以内の委託金額でございます1,974万円で業務委託契約を締結し、運転管理業務を行っていただいているというところでございます。

以上が、鳩水園の施設整備状況と、整備当初から運転管理業務の推移ということでございます。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 今の答弁の中で、平成19年度から指名競争入札を行う理由、これは委員会の中でも私も言うておりましたが、これについては疑義があります。私は、現在のこ

のような答弁を繰り返さなければならないことは全く情けないことだと思います。

確か、18年の9月か12月ごろ、私はこの業務委託を随意契約で行っている奈良テクノサービス株式会社の一親等の方が、19年度の統一地方選挙で、斑鳩町議会に立候補の準備をしているとの情報を得て、その方が当選すれば、斑鳩町政治倫理条例に抵触して随意契約を解除しなければならないのではないかと、このように問いただしたことによって、町長はこの業務委託を入札にするとされただけです。政治倫理条例に関連して、町は、それまで委託していた業者を指名しなかつただけなのです。

このことはまた後でふれることといたしまして、次に、入札参加指名業者全員が辞退という異常事態への認識と今後の対応を問うとの質問ですが、この異常事態をどのように分析し、また今後の対応として、どのような委託契約方法で運転管理業務を行おうと考えているのか、お示してください。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 入札参加指名業者が全員辞退という事態への認識と今後の対応についてというご質問でございます。

町といたしましては、この業務にかかります人件費、あるいは業務日数などに基きまして、前年度までと同様に適正な設計価格によりまして入札に付する予定といたしておりましたことから、指名業者には入札に参加いただけるものと考えておりましたが、業者の都合等によりまして全員が辞退され、入札が取りやめとなりました。

辞退された理由につきましては、指名業者5社のうち4社は人員確保が難しい、あるいは価格が合わないということであり、平成23年度の委託業者におきましては、予定価格が下がり金額が合わないということ、また町議会等でいろいろと議論をされていることから、業務を契約すべきでないという会社の判断があったというふうに聞いております。

いずれにいたしましても、今年度につきましては先ほど答弁させていただきましたように、鳩水園の施工補修業者であります浅野環境ソリューション株式会社と随意契約をいたしました。今後の対応といたしまして、鳩水園のより効率的かつ適正な運転管理を行っていくためにも、施設の運転管理から補修、点検整備、備・薬品の購入等も含めて、一括で業務を委託する、いわゆる包括管理業務委託も視野に入れまして、現在、先進例などの調査を含め、内容、方法について検討を進めているところでございます。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 2年連続予定価格の100%で落札した業者が、予定価格が下がり、金額が合わない。今回の予定価格は1,974万円で、昨年までの予定価格1,995万円

からわずか21万円、率にして1%下がっただけですね。それにこの予定価格は、担当者が建設物価等の積算で精査した正当な金額です。そのように答弁しておられますね。

それとまた、町議会等でいろいろと議論されていることから辞退するという事は、何かその会社は政治倫理条例に抵触する方がおられるのかなど、そのようにも疑いますが、いわばこの入札については、かねてから100%で落札しなければいけない。いや、100%にするのが当然だなど、そのようになっているように思えるんです。そのことは、過去の入札結果からでも明らかです。

また、一般的にいつて、業務委託契約を継続的にしている業者はみずからの事情で急にその業務委託を断ることは、商取引の常識からいつてもありません。

平成21年3月17日の予算常任委員会で、現議長の嶋田委員が、撤退された理由を聞くと、そのように聞かれましたら、「何だ」ということで聞かれましたら、現住民生活部長、当時は環境対策課長でしたが、撤退された理由は把握していないと答えています。これは、一般的な商取引、先ほども言いましたけども、商いとしては、理由をしっかりと聞かなければいけないし、それをその議会で質問されたら答弁しなきゃいけない。理由があやふやというか、何か隠さなければいけないことがあったのではないかと、そのように私は思っております。

私は、この際、11年間以上も随意契約で町と信頼関係を構築した業者が、撤退したから入札にしたという歪めた説明は、はっきりともう撤回してもらいたい。私が知ってるだけでも、これ2回も公の場所で話しておられる。議事録にちゃんと残ってますから、これはやめてもらいたい。このことは、その業者が仮に廃業されたとしても、継続した委託業務を投げ出すような、そんな無責任な業者だという誤解も招きます。

一方、その業者は、鳩水園での業務をその後も実質的に続けていた形跡もあると聞いております。このような答弁を議会でするから、その後の答弁にちぐはぐなことが起きて、疑惑が疑惑を呼び、官製談合の疑いも生じてくるのです。また、このことが今回の異常事態を引き起こしたひとつの要因でもないのかと、私はそのように思っております。

3月の予算決算委員会でこの報告を受けたときに、議長が「ふん尿をばら撒くぞ、おまえらわしらの言うことを聞けと言われているのと同じだ」と、このように発言されています。私は、全く同感なんですね。

さらに、この入札の後でも、ウォーターエージェンシーは、町の自由通路の清掃業務の入札にも堂々と参加しているんです。こんなこと、あり得ないことなんですよ。だから、きちっとその状況を把握して、今回の異常事態に関連した業者には、金輪際、町の業務委託はす

べきでないと思います。

また、これらのことは、私は独占禁止法にも抵触する可能性は十分あると、そのように思っておりますが、以上の私の分析、提案に対しての副町長の見解をお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） ただいま質問者の方から貴重な分析やご提案をいただきました。

これらのことにつきましては、十分留意しながら、今後の町政運営に、十分含めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） まあ本来の黒幕、指揮官ですね。それがどこにいてるのか、こういう事態を招き起こすのか。そして問題点は何かをしっかりと見きわめていただきたいということを申しあげて、次に質問に移ります。

それでは、鳩水園が整備されるまで、町内の浄化槽汚泥及び生し尿はどのように処理されていたのか、お示してください。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 昭和52年3月に鳩水園が整備されるまでの間の当町のし尿処理でございますけれども、町内では、もう今現在、会社はございませんが、清水組建設株式会社が、し尿のくみ取り業をされておりましたことから、この業者によりまして、業としてし尿及び浄化槽汚泥を収集し、大阪府の柏原市などの処理施設まで運搬され、処理されていたというふうに聞いております。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） それでは次に、汚物処理という住民生活にとって片時の停止も許されない業務についての対処方を問うとの質問ですが、今回の事件で、この片時も停止できない、そういうことが3月16日にわかりまして、予算決算常任委員会でもいろいろ議論させてもらいました。先ほどの答弁にもありましてとおり、それらの意見を参考に今は無事稼働しているということですが、それでは、その鳩水園の浄化機能を使用せずに、鳩水園施設からの下水を公共下水道への放流はできないのか、お伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） まず、し尿の処理施設から出る下水を公共下水道へ放流することが可能であるかのご質問でございます。

今現在、斑鳩町の公共下水道は、奈良県の流域下水道施設を利用いたしまして第一浄化センターにおいて下水処理されているところでございます。そうしたことから、奈良県と協議

が必要となってまいるところでございます。

まず、奈良県では、し尿処理施設からの下水を流域下水道へ受け入れるために基準が策定され、運用されております。その基準と申しますと、主なものとしたしまして、まず1つとして、浄化センターの処理能力に余裕があること、そして2つとして、し尿処理施設が認可区域内にあること、3つとして、放流水の水質は、下水道法に規定している水質条件に適合していること、4つとして、し尿処理施設の設備が整うまでの暫定措置であること、5つとして、第一浄化センターを利用するすべての市町村の了解を得ることなどがし尿処理施設からの下水を受け入れるための基準となっております。

この基準を満たしました後に、奈良県と協定書を締結し、町より承認申請を行い、県の承認を受けるという手続きを終え、し尿処理施設の下水を公共下水道へ放流することが可能となります。

なお、承認の期間は3年となり、継続承認申請を3年ごとに行うこととなります。また、流入同意後は、排水量に応じて定められました単価でございますが、排水量300立方メートルまでが1立方メートル当たり58円80銭、300立方メートルから750立方メートルまでが1立方メートル当たり92円40銭、750立方メートル以上が1立方メートル当たり121円80銭より算出された処理費を県に支払うこととなるところでございます。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 3つ目の基準ですが、下水道法に規定している水質条件とは、どのような浄化過程を経た水質なのか、お示してください。

また、この水質に適合するには、鳩水園の浄化機能というんですか、私はあんまり、全く知りませんので、浄化のする装置での運転管理はどの程度のものでよいのか。例えば、県で行っている運転管理については高度な専門的なことも必要と聞いておりますので、それらは必要ないのかどうか、そのようなこともお示してください。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 先ほどの下水道部長の答弁の中の下水道法に規定している水質条件に適合しているということでございますけれども、これはまず、鳩水園で、今、水処理工程をしておりますけれども、2次処理後の放流水、これが、この水質に適合しているということでございます。

まず、この鳩水園での水処理工程といいますのは、バキュームカーからいったん貯留槽に入りまして、それから工程順にいきますと、前処理、それから一次処理、二次処理、それから高度処理という順に処理をしております。

それで、この二次処理といいますのは、簡単に申しあげますと、ご家庭の合併浄化槽がございます。これを大規模なものにしているというふうに考えていただけたらいいと思います。この家庭用の合併浄化槽には、装置はついておりませんが、この大規模な装置に前処理として異物を取り除く装置と、それから一次処理としては窒素を除去する工程が組み込まれております。二次処理と申しますのは、このバクテリアによります生物処理を行いまして、その後、沈殿による浮遊物質あるいは汚泥等の異物を除去した後の処理水ということでございます。

それから技術管理者の関係につきましては、このし尿処理施設には技術管理者を置かなければならないというふうに廃棄物処理法に定められております。これは、規模的には500人分を超える施設には技術管理者を置かなければならないというふうになっておりますので、この施設は500人を超えておりますので、この今の処理工程には関係なく、二次処理までの工程であっても、技術管理者は置かなければならないというふうになっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 二次処理で公共下水へ放流できるということは、河川へ放流する基準、当然、少し緩和されているんだということで理解できるんですが。

それと私は、二次処理までやったら、いろいろなそういう専門的な資格のある人を雇用しなくても可能なのかなと。

といいますのは、最初に、ここの鳩水園の、最初のころ、50年3月ごろに酸化処理方式、いわゆる凝集・沈殿・ろ過による処理をしていたと。その当時と委託した当時、人員を職員の人員配置の環境もありますが、この関係でそういう処理だったら町内業者もその業務を受けてもらえるようになっていくんじゃないかなと、そのようにも思っておりましたが、そういう処理過程ではなくて、量であるという。その処理する量で、今のそういう高度な資格を有している人を雇用しなければいけないという、そういうことだということがわかりましたので。量によってそれが変わるということは、逆に分散すればいいんじゃないかなと、そのようにも思いますが、これらのことについては、また、いつかのときに議論させていただきたいと思っております。

それでは、家庭からの下水の放流については放流条件がないのに、今のことでわかりませんが、し尿処理施設からの放流には水質条件や規制がつくのはどうしてなのか。例えば、この際、これが処理機能を持っているからということになってくるんだとしたら、処理機能を改造して、し尿貯留タンクとして家庭の下水と同じように扱うことはできないのか、お示しく

ださい。

○議長（嶋田善行君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） し尿処理施設からの下水道放流基準で、一般家庭とし尿処理施設の違いについてのご質問でございます。

公共下水道事業は、生活環境の改善と大和川などの公共用水域の水質保全を目的に事業を進めるにあたりまして、遵守しなければならない法令等がございます。例えば、ご質問いただいていますように、公共下水道の排水に関する法令といたしましては、水質汚濁防止法において、し尿処理施設は河川等の公共用水域の水質に害を及ぼす恐れのある汚水の要件を備える施設として位置づけされております。下水道法におきまして、この特定施設からの排水を受けるときは、下水の排除の制限に係る水質の基準が設けられております。また、下水道の処理場においては汚水を適正に処理する過程で沈殿させた汚泥は焼却され、焼却灰として処分されておりますが、し尿処理施設に収集される汚物は個別浄化槽などで処理され残った汚泥が大半を占めており、家庭から出るし尿及び生活排水とは質も量も異なるものでございます。よって、汚水を適正に下水道処理場で処理して河川に放流するためには、処理能力を超えた汚水を流される工場や事業所につきましては、事業所内で一定の処理を行い、下水道法に定められた水質に適合された後に、下水道へ放流いただく規定となっているところでございます。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） わかるような、わからないようなと言うたら失礼なんですけどね。私の質問の中で、一番初めの答弁の中で、平成20年度から平成21年度にかけては下水道普及に伴う、し尿処理量の減少により改修工事を行う。負担がかかっているんですね、処理場に対して。そしたら、公共下水道は普及することは、こういう処理場に対しては負担がかかっていっているんだという。だから、こういう処理場は公共下水道が進んでいく中で、汚物処理場のあり方というものを、しっかりと見きわめていかなければいけないのかなと。私どもの方でも、公共下水道については上下水道部が担当してくれてますし、この汚泥処理場は当然、環境対策課という形になるので、なかなかうまくリンクさせていけるのが難しいのかなと。その負担は、全部やっぱり住民のほうにかかってくると。まして今みたいなことが起きる、そういう業界の人たちと付き合わなければいけない。何とか、それから切り離してもらいたいと私は思っております。それらの今回のこの異常事態、それと今までの議論、予算委員会、それから厚生常任委員会でも議論されていると思いますが、私は傍聴してませんので余り知りませんが、これらの議論を踏まえて、し尿処理における町の今後の方策について

て、このまま鳩水園での汚水処理を続けていくのかどうかをお示してください。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 鳩水園につきましては、先ほどから答弁させていただいておりますように、昭和52年の稼働開始以来、計画的な補修、点検整備によりまして、適切な施設の維持管理に努めていくとともに、オゾン処理あるいは脱窒素処理など、高度処理等の整備を完了いたしまして、し尿や浄化槽汚泥を適正に処理をしているという状況でございます。

現在の鳩水園からの二次処理水を公共下水道へ放流するということになりますと、鳩水園での費用と、それから処理する費用と、それから下水道の費用ということで、費用が重複するということになりますので、当面の間は鳩水園を有効に利用いたしまして適正な処理を維持してまいりたいというふうに考えております。

しかしながら、施設が稼働いたしましてから35年を経過しておりまして、施設全体の老朽化も進んでおりますので、今後、大規模な補修あるいは更新も必要になってくるものと考えております。

そうしたことから、今後、鳩水園の大規模補修あるいは更新した場合にかかる費用、高度処理等にかかる費用、あるいは公共下水道に放流した場合の費用など、さまざまな面から調査・研究をしてまいりまして、今後の汚水処理事業について、今後も検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 余り繰り返したくないんですが、この3月16日の予算決算常任委員会で、この入札の状況を説明された部長。あの答弁は、私は全く啞然として聞いたのが、全員そうなんです。だからこそ、議長も「ふん尿撒くぞ」と、ああいうような言葉も発言されておるんです。だから、委員会にその入札結果を報告する、その段階で、もう既にそういう「ふん尿撒くぞ」というような業者ですよ。その人らのことを聞いて、その人らに随意契約するというようなことを打ち出してこられたから、私らは啞然としたんです。

今後、今、答弁いただいたような形でしっかりと物事を見きわめてください。お願いいたしますので。

それでは次に、ここでいろいろ聞きたいということで、指名競争入札執行に際して、その業者を決定する方法と業務委託に関して、競争入札及び随意契約についての考え方をお示してください。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 指名競争入札の業者選定と業者委託に関しての考え方でございますが、まず、地方公共団体が契約の相手方を決定する方法としまして、地方自治法第234条において一般競争入札、指名競争入札、随意契約の方法により契約を締結するものと定められております。

初めに、一般競争入札につきましては、公告によって不特定多数のものを誘引して、入札により申し込みをさせる方法により競争を行わせ、その申し込みのうち、地方公共団体にとってもっとも有利な条件をもって申し込みをした者を選定して、その者と契約を締結する方法であります。本町では、2億円以上の建設工事の発注において実施をしております。

次に、指名競争入札についてであります。指名競争入札とは、地方公共団体が資力、信用、その他について適切と認める不特定多数を通知によって指名し、その特定の参加者をして入札の方法によって競争させ、契約の相手方となる者を決定し、その者と契約を締結する方式でございます。

本町では、税の滞納の有無や業法に基づく許可・登録等の有無などの競争入札に参加する者に必要な資格を定め、その資格審査を実施し、競争入札参加資格者名簿に登載された者の中から業者を選定し、2億円未満の建設工事の発注について指名競争入札にて実施をしております。

その業者選定にあたりましては、土木一式工事、建築一式の建設工事では、斑鳩町建設工事請負業者資格審査要領に基づき、斑鳩町建設工事請負業者資格審査会において、等級別の格付を行い、この等級別の請負対象設計金額の基準により、格付した者から指名業者を選定しております。

また、請負対象設計金額が5,000万円以上の建設工事を発注する場合にも、斑鳩町建設工事請負業者選定審査会において、経営事項審査結果の総合評点、社会的・経済的信用度、工事成績、過去の指名と受注状況、工事経歴等を総合的に判断して業者選定を行っているところでございます。

なお、指名業者の数につきましては、契約規則第13条において、少なくとも3人以上を指名することを原則としておりますが、設計金額が3,000万円以上の大きな工事については、斑鳩町建設工事請負業者選定要領第3によりまして、「設計金額3,000万円以上の工事は5人以上」、「設計金額6,000万円以上の工事は7人以上」、「設計金額1億円以上の工事は10人以上」をなるべく指名するものと規定をしております。

また、業務委託や物品購入の指名競争入札につきましては、土木一式工事、建築一式の建設工事のような格付は行っておらず、建設工事と同様に競争入札に参加する者に必要な資格

を定め、その資格審査を実施し、競争入札参加資格者名簿に登載された者の中から、社会的、経済的信用度、過去の指名と受注状況、受注経歴等を総合的に判断して業者を選定して、実施をしているところでございます。

最後に随意契約につきましては、任意に特定の者を選定し、その者と契約をする方法で、地方自治法施行令第167条の2第1項において、予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき、契約の性質または目的が競争入札に適しない契約をするとき、緊急の必要により競争入札に付することができないとき、競争入札に付することが不利と認められるとき、時価に比べて著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき、競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないときなどの場合において、随意契約により契約を締結することができるものと定められております。

本町では、これらの定めを踏まえまして、それぞれの手続きを行い、契約の締結をしているところでございます。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 随意契約ができる場合として、私はこのたび、ひとつ問いたいと思っております。

競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないときという項目がありますが、いわゆるこれは不落随契ですね。不落随契という言葉で判断されておりますが、これは予定価格よりすべての入札参加者が上でとまって、上でとまってという表現はわかってもらえると思いますが、上でとまって、随意契約で予定価格の100%で契約する、こういうことなんですね。だから、随契はだめだということ。このことが業務委託で一番悪質なものであって、随契のイメージをことごとく損なっておると、そのように思っております。そして、このことが予定価格の漏えいという犯罪につながり、不祥事を引き起こしている原因とも考えられます。これらのことは事前に予定価格を公表することにより未然に防げるとして、本町は早くから予定価格の事前公表に踏み込んでおります。

今回の異常事態は、この入札執行に際して、ことし2月から予定価格の事前公表の枠を広げて、その結果、この入札を事前公表した。このことに対する、私は業者の反発ではないのかと、そのように思っております。私は、もともとからこの運転管理業務は、先にお示しいただきました随意契約ができること、その中の契約の性質または目的が競争入札に適しない、すなわち、入札になじまない業務、そのように位置づけしております。

これらの観点からも、この運転管理業務に関して担当課としてはどのように考えているの

か、お示してください。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 鳩水園運転管理業務に係ります指名競争入札及び随意契約についてのご質問でございます。

鳩水園運転管理業務につきましては、指名競争入札によりまして業者選定を行うことで業者間の競争が高まって、公平かつ安価で契約できるということなど、一定のメリットはございます。

しかしながら、こういった鳩水園などの衛生施設につきましては、先ほどから質問者もおっしゃっておられますように、住民生活にとって片時の停止も許されないものでございまして、運転管理の失敗や誤りなどが絶対あってはならない施設であると考えておるところでございます。そのため、専門的かつ高度な技術管理者による適切な施設の運転管理が必要であるとともに、鳩水園の各施設について熟知しているということも重要であると考えております。

このことから、費用面はもちろんでございますけれども、施設の内部あるいは運転管理を熟知しているということで、安心して運転管理を任せられる業者に委託しているということが望ましいのではないかと考えているところでございます。

そうしたことから、先ほどもご答弁させていただいておりますように、今後につきましては、補修や点検整備、薬品購入など含めて、複数年で契約ができます包括管理委託業務の導入も視野に入れて業務委託方法を検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 今のところで、私はひとつひっかかっているところがあるんですがね、指名競争入札でしたら落札率の云々とかいうことで、私も事前公表を進めていった一人なんですけど、それはあくまでも結果であって、競争入札のほうが随意契約より安価であって、それは結果であって随意契約ができるという、入札に馴染まないということをもっとしっかり認識したら、やはり随意契約のほうが住民のためにもメリットがあるんで。そういうことをしっかりと説明すれば、住民にも理解していただけると。安い物を頼っていたりしたら、そこなりにまた不正も生じてくるんだと思いますので、その点もやはり一緒に考えてもらって。この各施設というんですか、鳩水園の機能に熟知していると、そういうことが重要だと思いますので、こういう包括委託、それも私は同感ですし、またできれば随意契約でいってもらほうがメリットが上ではないのかと、そのようにも申しあげておきます。

ただ、今回の発端となった入札という形をもっていって、ほかの条例等には抵触しないと、

それらは十分気をつけて、毅然と、業務の話をしていただきたいと、そのように重ねてお願いしておきまして、次の質問に移ります。

先の建設水道常任委員会で、斑鳩町商工会の退職金共済の着服について、町の考え方をお尋ねしたところ、町長は「斑鳩町商工会の職員さんも、奈良県商工会連合会職員でございますので、そこらの実態を見ていくとしか言いようがございません」と。私からしてみたら、全く他人ごとかなというように感じに受けましたので、再度ご質問させていただきます。

商工会法の第3条、目的には、商工会はその地区内における商工業の総合的な改善・発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。そしてまた、第7条、その地区には、商工会の地区はひとつの町村の区域とする。さらに第1条法律の目的として、この法律は主として町村における商工業の総合的な改善・発達を図る等のため、組織として商工会及び商工会連合会を設け、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする、このようになっております。これらのことから、今回の商工会の不祥事をどのように認識しているのか、また商工会に対する行政的な支援の方法についてお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 町といたしましては、当町におけます商工業者の商工業活動の促進と経営指導を充実させ、商工業者の発展及び地域経済の活性化に資するために、商工会に対しまして毎年、財政的支援を行っているところでございます。

このような中、ご指摘のような、5月2日でございますけれども、報道が発表されました商工会職員の不正事件につきまして、当商工会もさまざまな事業を推進している中で水を差す事件であり、非常に残念であるとは思っております。

今後、このような不祥事が二度と起こらないよう、また町内の商工業の発展及び地域経済の活性・発展に対しまして商工会の事務改善がされるよう指導してまいるとともに、商工会から相談をいただきましたら、一緒に考えてまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） それでは次に、5月28日に商工会の総代会、これが開催されました。これらについても、来賓として、町からも何名か参加をされていると思いますが、その総代会への状況をどれほど把握しておられるのか、お伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまの質問者のご指摘の5月28日に開催されました商工会の総代会でございますけれども、私も出席をさせていただいておりましたが、町の関係者として、途中退席をさせていただいております。

当日の次第の第8番目に、この特定退職金共済についての説明というのがございましたけれども、このことについては、内容については私どもでは伺っておりません。また、その後、商工会からは、このことについての報告は受けていないというのが実情でございます。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 私も参加してませんので、総代ではないので参加してませんので、その説明会でいろいろな話が出たと、意見が出たと、そのことは漏れ聞いておりますし、最終的に副会長が司法判断にゆだねるといふ、そのような発言で終わっているらしいんですが、その中で、女性部の副部長が女性部の経理にも不透明な点が多々あって、その説明の後、これらは明らかに犯罪ではないのでしょうかと、そういうような発言もされておったみたいなんです。会員のひとりの私としても、1日も早く刑事告発をして、全容を明らかにしていただきたいのですが、このような不祥事を起こした商工会に対して、今後どのように対応していかれるのか、その点もお伺いしておきます。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 先ほどの答弁と重なるかもわかりませんが、商工会は地域の商工業者の方々の発展、それから地域経済の発展のために業務を行っていただく必要がございます。このような不祥事が二度と起こらないような形で業務がスムーズに進められるように改善も必要だと思いますので、そういった面につきまして商工会とともに相談をいただきましたら、また、さまざまなことを考えてまいりたいと思っております。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） なかなか難しい問題で、町としてもどのように関与していいのか、またそれを話をもって入る、こちらから積極的にもって入れるような事件でもありませんので。ただ、注目して、事あるときには、やはり商工会から相談があったときに、この件に関しては新聞報道の前に、商工会の事務局長と会長が町のほうへ報告をしたという、そういうこともありますので、こういうことがあるということの報告もやはりしておりますので、しっかりとアドバイスというんですか、指導していってほしいなということをお願いして、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で、8番、小野議員の一般質問は終わりました。

続いて、14番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目は、防犯灯のことについて、あげさせていただきました。

近年、凶悪な犯罪が多発する中、危険な夜道を明るく照らし、犯罪や事故などを未然に防ぐ防犯灯の役割はますます重要になってきており、住民の皆さんからも防犯灯の充実と継続的な維持管理を求める声が寄せられています。将来にわたって安全・安心のまちづくりを進めるという観点から、防犯灯の設置や維持管理についてお尋ねしたいと思います。

まず1点目については、防犯灯のLED化についてと書かせていただきましたが、既に町内でも防犯灯の電球をLEDに切り替えていっているという所が幾つかあるかと思いますが、このLEDの電球に切り替えることによって、長もちし、電気代がかなり安くなるという点や省エネ・エコにもつながるということから全国的に自治体が計画をもって防犯灯をすべてLEDに切り替えていこうという取り組みが進められているようです。

そうした状況があるもとの、斑鳩町としても今後、防犯灯のLED化を進めていっていただきたいというふうに思いますが、現在、町内にある防犯灯の数とそして現在そのうち何灯がLEDに切り替えられているのか、またLEDに切り替えることによって経費的にはどれぐらい違いが出てくるのかについてお尋ねしたと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 自治会管理の防犯灯の設置数、20ワットの蛍光灯といたしまして、平成23年12月末現在では2,326灯となっております。そのうちLEDの防犯灯は10灯でございます。また、蛍光灯防犯灯とLED防犯灯との維持管理経費の差でございますが、LED防犯灯本体の価格や電気代の変動等、不確定な要素はありますが、現在のLED防犯灯の標準的な価格を基準にすべての自治会管理の防犯灯20ワットとしまして、とLEDの防犯灯を設置した場合のそれぞれの維持管理経費を比較いたしますと、10年間使用するとした場合で、まず器具の設置等に係る経費は、蛍光灯防犯灯の球交換費用が約2,300万円、LED防犯灯の設置費用が約7,800万円、比較をいたしますと約5,500万円の増となります。一方、電気代では、蛍光灯防犯灯で約6,000万円、LED防犯灯では約3,500万円、比較しますと約2,500万円の減となるところでございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 設置費用と維持経費費用との差額を比べると、設置費用の分プラスになるような計算になってしまいますが、将来的にLEDに切り替えていくということを考えますと、町としては、得になるのか損になるのか、どのように考えているのでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 一度設置をいたしますと、今10年間で申しあげましたけれども、

10年以降につきましては、やはり電気代のほうが安くなってまいりますので、それ以降につきましてはメリットが出てくるのではないのかなと、このように考えております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そういうことから積極的にLEDに切り替えてほしい。そしてさらに、町としてぜひ計画を持ってLED化というのを進めていただきたいというふうに思います。

そのことも関係してくるんですが、2点目については防犯灯の維持管理費に対して自治会の負担の問題を上げさせていただきました。防犯灯の必要性については今申しあげましたが、この維持管理の点については、いろいろ矛盾や困難さがあると思います。以前にも一般質問の中で申しあげてきましたが、防犯灯の設置や維持管理には自治会の負担が伴います。しかし、実際に防犯灯を利用する、防犯灯の恩恵を受けるというのは、その自治会の人間だけではなく、そこを通行する人すべてであります。そうしたことから、きちんと町民の税金で管理をしていくべきではないかという声があるのが1点です。

また、もうひとつの問題として、最近では自治会の未加入という問題にも発展してきています。今、町内ではミニ開発などがあちこちで行われ、新しい世帯がふえてきています。それ自体は喜ぶべきことですが、そうした新しく斑鳩に転居されてきた世帯の方々やマンション・アパートに住んでいる方などが自治会に入りたがらない。その理由としては、自治会の役が回ってくるのがかなわないということもありますが、自治会に入ると自治会費を払わなくてはならないからというようなお話をお聞きします。そうしたことから、できるだけ自治会としても会員の負担を少なくしたい、また新しく転居されてきた世帯の方にも自治会に入ってもらいやすい環境をつくりたいとの思いなどから、最近特に幾つかの自治会の方から防犯灯の維持管理は税金でやってもらえないか、ぜひそのことを議会で議論してほしいと要望の声をいただいております。そして、このことについては、以前にも同僚議員から一般質問等でも取り上げられており、町としてもこの声が町内で強くなってきているというふうにご感じておられるのではないかと思います。

こうした点から、今後の防犯灯の維持管理に対する自治会負担の考え方について、現在の自治会負担や町の補助比率、これがどうなっているか、その辺の数字も押さえていただいて回答をいただきたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 小城町長。

○町長（小城利重君） この防犯灯の関係等については、昨年以前にこの議員さんの中で、建

設水道常任委員会では、中川議員からご指摘のように斑鳩線の関係等についてご指摘をいただいて、今度、新しくこの平成24年度でLEDを設置させていただきます。いずれにいたしましても、この関係等については今、新聞でもよく出ますように、LEDが今できた中で非常に高額な金がかかるということでございます。いずれにいたしましても、将来的に考えますと今すぐどうかというよりも、年次を追ってそれは計画を立てていかざるを得ないと思います。

そういう点で考えますと、とにかく後の維持が安いと、電気代が安いということを考えますと、やっぱり当然、もうこれからの設置はLEDにしていきたいということでございますから、この間も五百井の自治会の会長さんが、私に地元で何ぼかご希望をいただく中で、五百井の自治会ではLEDに替えようと思ってまんねんという話もされていまして、そういう機運は非常に皆様方も高いと思います。そういうことで、今、木澤議員がおっしゃったように、各議員さんもいろいろご指摘されてますように、いずれ25年、6年、7年ぐらいのサイクルで、5年かかってやるのか、あるいはそういう年度を追いながら、財政事情を見ながらそういうことも踏まえて、できるだけそういう整備をしていきたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、町長のほうからLED化に向けての話、答弁をいただきました。自治会負担の問題についてはいかがでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 小城町長。

○町長（小城利重君） それも含めてやっぱり検討をしていかなかったら、25年、6年、7年、そういう期間の中で、その自治会負担をどうするかということもやっぱり踏まえて、皆さん方に示していきたいと思っております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、町長のほうから前向きに進めていくというような内容で答弁いただきましたので、町のほうとしても今後、計画の策定や一定の方向性を求めるなど、一定の段階におきまして、また議会のほうに方針の報告なり説明なりをいただきたいというふうをお願いをしておきます。

そうしましたら2点目の質問に移らせていただきます。

2点目については、職員の退職手当負担金の問題について、あげさせていただきました。近年、退職手当組合に対する各自治体の負担金の額が非常に上がってきています。斑鳩町の

当初予算で見ますと、昨年度、2011年度は6,480万9,000円であったのが、今年度、2012年度では1億1,120万9,000円と倍近くにまでなっており、話をお聞きすると、今後その金額はさらに上がっていくのではないかとことです。主な要因としては、団塊の世代の職員の退職が続くということによるものかと思いますが、町の財政運営にも大きく影響することから、退職手当組合の現状や今般の推移、また今後の見通しなどについてお尋ねをしていきたいと思えます。

では、1点目の基金の状況や自治体負担の推移などについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 退職手当組合の関係でございます。本町では、退職手当の支給につきましては、昭和37年の奈良県市町村職員退職手当組合、現在は奈良県市町村総合事務組合となっておりますが、発足当時からこの組合に加入しておりまして、この組合では退職手当の支給に関する事務のほか、奈良県市町村会館の管理及び運営並びに組合市町村の職員等の研修に関する事務等を行っておられます。その退職手当支給事務でございますけれども、この組合では一時的な退職手当金の支払いに対する資金として、預金及び有価証券にて退職手当基金の運用を行っております。しかしながら、奈良県内の市町村の新規採用者の減少及び退職者の増加を受け、平成14年度より基金を取り崩す状況が続いており、平成13年度末に161億円余りであった基金残高が、平成22年度末には40億円余りとなり、大きく残高が落ち込んでいる状況でございます。

次に、構成市町村の負担金率であります。特別職の負担金率は昭和54年から給料月額25%、4,000分の250、一般職の負担金率は平成2年度から1,000分の90と、全国的に見て低い負担率となっております。しかし、先に申しあげましたように、基金残高の不足から今後5年間程度の財政状態の推移予想に基づく暫定的な措置といたしまして、特別職の負担金率は支給率に見合った負担金率にするために、平成24年度は1,000分の300、平成25年度と26年度は1,000分の350、平成27年度以降は1,000分の330とすることとされております。また、一般職の負担金率につきましては、平成24年度から2年間、負担金率を1,000分の70ずつ引き上げて、平成24年度では1,000分の160、平成25年度からは平成27年度までは1,000分の230、そして平成28年度以降は1,000分の220とすることとされております。

なお、本町の負担金額につきましては先ほど申されましたけれども、平成22年度はこの特別負担金も合わせましての負担金ですけれども、平成22年度は1億2,200万円、平成2

3年度は1億400万円を負担しており、本年度は約1億8,500万円、平成25年度では約2億6,000万円を見込んでいるところでございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、確認できましたように負担金の比率が上がってきていて、平成25年度では2億6,000万円になると見込んでいるということで、斑鳩町の予算、財政に占める割合も非常に高くなっていくなあというのと、平成13年度末に161億円あった基金が22年度では40億円余りになってきているという状況が確認できたと思います。そして、部長の答弁の中で私ちょっと気になったんですが、組合として一時的な退職金の支払いに対する資金として、預金及び有価証券等にて退職手当基金の運用を行っているということですが、今、心配されますのは、厚生年金なんかでその積立金が投資運用されて損益を出しているというような状況が、今、大問題になってきていますが、この退職手当組合の基金の運用としてそういうことが行われているのかどうなのか、その点について確認をしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 小城町長。

○町長（小城利重君） この関係等については、今、西本部長から答弁して、平成13年度末には161億円余りあったわけでございますけど、その中では果実等、そういう関係等で非常に金利が上がった、簿価がふえたということでございますけども、それから後やっぱり退職者が年々やっぱり、かなりの数がふえてきたと。その当初から、我々はこの退職金の今1,000分の90をやっぱり変えていかなかったら、これいずれやっぱりもう枯渇しますよということは申しあげていたんですけども、やっぱり町村会長とか2年に1回替わりますから、そういうことでもうええやないかということになってきた。しかし私はやっぱり、23年に就任させていただいて、これはもうやっぱり検討委員会を開いて、今、木澤議員がおっしゃるような、そういうものも整理して、これだけ当時の簿価とあるいは今現在はこれだということで、そういうものを整理して、そしてやっぱり検討委員会を開いていただいて、応分の1,000分の今、24年度で我々特別職の場合は1,000分の300、あるいは25年、26年では1,000分の350、あるいは27年度以降では1,000分の330と、あるいは24年度から職員の場合は負担金を1,000分の70と引き上げて、平成24年度は1,000分の160、平成25年度から27年度にかけては1,000分の230ということで、平成28年以降は1,000分の220ということの結論を得て、そして皆さん方にお示しをして、しかし厳しい状態であるけども、やっぱりもうこれはやむに至

らぬ状態だということで、私のほうから会長としてやっぱり皆さん方にお諮りして、ご納得いただいた。ただ、我々の組合の中には、まだ宇陀市とあるいはまた葛城市が入ってますから、あとはもう市は市として単独でやってますから、退職者が多いときには国から県であろうが市であろうがお金を借りるといふか、そういう退職債を認めてますから、そういうものでかなりのお金が入っていると思います。そういうことで、現状今、木澤議員がおっしゃっていただくように、我々はもうこの23年で一応まあ、そういう一つのことをしてですね、これからはやっぱり正常にやっていかなかったらということでございますので、いずれにいたしましてもいいときはいいわけです。国は社会福祉の関係で3億円を基金に積み立てたこと、ということは3億円ということは、その当時は金利が6.7、7%あったんですよ。しかしもう現在はゼロ金利ですから。もうずっとこれ続いてますから。その辺のことから考えますと、その当時であったら、やっぱり何らかのその果実がありますから運用をずっとしてきたけど、でも今は運用できないということでございますし、そういうことを踏まえた中でやっぱり整理をするところは整理をするということ、平成23年度からそういう形を示させていただいたということでございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、町長のお話をお聞かせいただくと、そういう投資的な運用をしていたということになるのかなというふうに思います。そして、今後の比率の問題を考えるにあたって、その基金の投資的運用の中で、例えば大きな損失を出していたということがあつたらば、今後の負担比率を見直す中で、損失を補うためのような引き上げになるということになるのならば非常に問題であるので、その点について投資運用でどういう結果になっているのか、その点についてもきちっと押さえておきたいと思うんですが、お答えいただけませんか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 今後の見通しでございますけど、損益といいますか運用益の中での損益でございます、全体の中では損はしていないわけでございます。運用益が63億ほどありました中での平成23年度で11億程度の損ということで、まだ52億ほどは運用して儲かっていると申しますか、利益を得ているという状況でございます。

また、元本につきましては、各市町村が負担をしてきました元本につきましては損はしていない、こういう状況でございますので、先ほど町長が申しましたように、運用上、社会情勢、経済情勢の変化に伴いまして金利等も安くなり、またリーマンショック等もございま

た中で運用益に少し損が出たと。少しといいますか、運用益の中で損が出たという状況でございます。

今後は、市町村総合管理組合のほうでは短期の運用に切り替えて、安全な、今後の負担金の取り扱いではそういう運用益で損をしないような、短期の運用に切り替えて運用、負担金の利益を上げていくと、このように聞いております。以上でございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 長期的な運用はしないけども、投資運用、投機運用については今後短期に切り替えてやっていくということですね。今、確認をすると。

これまでも投機運用をしてくる中でトータルで見ると損はしていない。プラスの総差し引きしても損はしていないということですが、今、私は結果としてそういう状況で落ちついているのでまだ助かったのかなど。これが、マイナスが物すごい出てしまっって赤字になったと、損失を出しているということになると、物すごくやっぱり問題になってくると思いますし。今、特に投資についてはどうなるかわからないということで、短期のものについても、今後、組合としてそれをやっていくという方向で今進められていることについてもどうなのかなどというふうに思うんですが。そもそも、そういう退手組合の運用について、どういうところで、町長、先ほど委員会が、検討委員会があって、自分は会長だというようなことをおっしゃったかと思うんですが、組織的にはどうなっていて、どこでどう話がされているのか。その辺について、予算の中でもこちらもお尋ねしなかったんですが、議会に対して特に説明もいただいた記憶がございませんので、今、組織としてどうなっているのかが確認できる範囲で結構ですので、教えていただきたい。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 私、冒頭にも申しましたように昭和37年からは奈良縣市町村職員退職手当組合という独立した一部事務組合でございましたが、現在は奈良縣市町村総合事務組合となっております、奈良県下の全部事務組合の傘下に入っているわけでございます。

その中で、この退職手当の旧の組合に入っておりますのが、町長も申しましたように市部についてはほとんど単独で退職手当条例を持っておりますので、組合には市の中でも葛城市とそれから宇陀市が入っておりますが、それ以外の市は入っておりません。そうした中で退職手当の支給事務運営委員会というものを、この市町村総合事務組合の中で、その委員会を設立されまして、その中で退職手当の手続き的な面、またそういう支給的なものを審議されているというふうに聞いております。また、その退職手当支給事務運営委員会の下には各

市町村の代表からなります退職手当支給事務運営検討委員会というものも組織されまして、その中で、ある程度実務的な面での審議等の検討もされておると、このように聞いているところでございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうしますと、もちろん当然、組合の組合員になっている、斑鳩町の声もきちっと反映されるという組織になっているというふうに理解してよろしいんでしょうかね、これは。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） この退職手当支給事務運営検討委員会につきましては、県下市町村39市町村が、退手組合にはもう少し少ない30数市町村でございますけども、その中で各郡の代表の市町村の担当者が入っていると。生駒郡であれば、今現在は斑鳩町の担当職員がこの検討委員会に入っていると、こういう状況でございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 郡で持ち回りにされているということで、そこで斑鳩町の声も反映できるということなので、やっぱり今、各市町村から出している負担金を退職金の配当に使う以外に投資運用をするということについてはいかがなものかということについては、私はちょっと疑問を感じますので、そのことについても、しっかりと一部総合事務組合の中で検討いただきたいというふうに思います。

そして、今後、町として負担金がふえていくという問題についても、これも問題を分けて考えますと、一般職の職員さんと特別職の職員さんの分、2通りあると思うんですが、2点目の質問にも移っていきますけども、一般職の職員さんについてはやっぱり退職金というのは40年、例えば働いて2,000万円程度だと、以前にお聞きしたこともあります、そうした中で、基金が、団塊の世代の退職によって基金が枯渇してきているという状況の中で負担を引き上げていくというのは一定いたし方ないものがあるかなというふうには思うんですが、しかし特別職の退職金については、これは一般職と比率は違って一般職の職員以上に1,000分の300、350という形で負担金を引き上げていくということについて、私はそれでいいのかなという思いを持っています。というのは、そもそも特別職の退職金について、4年間で例えば町長ですと、1千数百万円程度になると思うんですね。そうした退職金が果たして妥当だといえるのかということについては、これまでも疑義を申しあげてきましたし、一般の感覚からするとやはり多過ぎるというふうに感じます。

そうしたことから、町の予算の中で、こうして特別職の退職手当負担金の引き上げをしていくということについてはいかがなものかなと思いますし、退職金自体を見直していくということについて、改めて町長にそのお考えはないのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 退職手当につきましては、退職までの勤続期間におけるそのものの職務・職責に対する報償でございます。その職務・職責を成功した者に退職後の生活保障として支給されるものであります。また、特に町長等につきましては、特に選挙で選ばれて住民からその信託を受けた町長の果たすべき職務の重要性、責任の重さを考慮いたしますと、決して高いものではないというふうに考えております。

しかしながら、本町におきましては、経済状況や財政状況を考慮し、平成17年より引き続いて特別職の給与の引き下げ及び減額措置をとってきておりまして、町長が給料月額8%の減額、金額では月額80万円から73万6,000円に引き下げを行い、退職手当に反映させる措置をとっております。また、町長の給料月額につきましては、近隣の市町村長の給料月額と比較をいたしましても低い金額となっておりますことから、退職手当も近隣の市町村長の退職手当支給額より低い金額と、このようになっているところがございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、町長にお答えいただきたいとお願いしたんですが、町長はお答えいただけなかった。部長が答弁されましたが、内容的にはそれと同じようなことを考えているというふうにとらせていただきたいと思います。

今回、質問させていただいて、ちょっと数字的にも確認しておきたいんですが、今期、町長が新たに7期目になりますが、今期の町長の退職金が幾らになるのか、また7期通じて累計にすると幾らになるのか、その点についても答弁をお願いします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 町長の今期の退職金は、現在の給料月額が変わらないと仮定いたしまして、今期でございますが4年間で1,530万8,800円という計算になります。また、1期目から7期までになりますと、今までの分の累積合わせまして、28年間で1億2,068万5,000円程度になろうかと、このようになっています。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、確認をしてもやっぱり高いなあ。4年間で1,500万です

ね。私は、何も町長が仕事をしてないから減らせとか、そういうことを言っているのではなくて、一般的に考えて高いでしょうと。で、月々の報酬については今、特別職の方、減額をされてきていますが、私はその報酬については逆に減らさなくてもいいんじゃないかなと。きちっと仕事をしていただくのに出している報酬ですから。しかし、退職金については、退職された後の話ですから、そんなにお金が要るのかなということもあわせて、この問題についてはぜひ町長自身が見直しを行うということを考えていってほしいというふうに思います。町長、お答えいただけないので、もうこの辺にして、次の質問に移りますが。

○議長（嶋田善行君） 小城町長。

○町長（小城利重君） お答えするとかしないとかなそんなことよりも、西本部長が私のことをちゃんと言ってますから。ただ、私も斑鳩町議会というところは、共産党の野呂民平さんが必ず議員の給料は安いと、上げよと。管理職は下げよということの提案をずっとしてこられたんです。だから今現在、私は昭和50年に就任したときは9万円です、報酬は。今現在、27万何がしですけど。そういうところで、結局、管理職は下げよということで、87万円のやつを80万円に下げてるんです。だから、そういう経緯というものをやっぱり考えていかなかったら、私はやっぱり木澤議員がおっしゃるのやったら、先輩の議員さんがどう考えておられるのか、そこらのことを十分考えて、だれだって、我々かて、その1,500万円ももらったから、それがすべて自分の金になるとかいうことにならないと思います。やっぱり金は使うんですから。だから、やっぱりそれだけの分を、4年間でやっぱり我々使っていくわけですから。何ひとつ、別に要ったらただでいいということでないわけですから。全部、要った分は自分で払うわけですから。だから、交際費にしたって、立ててきて、できるだけ自分の金でやっぱり皆さん方行くわけですから。そのことも十分考えていかなかったら、これはなかなかできませんよ。だから私はやっぱり、以前にも宮崎議員のお父さんが、こんなもの大体、1期4年間ということは、報酬審議会で決まってまっしゃろな、これを崩して仮に自分がいうたら30%、40%下げても、結局、次の方が果たしてそれでいけるのかということも考えていかなかったら、よっぽどこれ、なかなか難しい問題であると。

ただ、一見、皆様方から見たら、これだけの報酬をもらえ、これだけの退職金をもらったということの計算はできますけども、やっぱりその中には必ず浪費するわけですから。やっぱり自分は使っていくわけですから、そのことも踏まえて、やっぱり十分考えて、今、西本部長が答弁したように、やっぱりそれだけのことがやっぱり必要ではないかということであろうと、私は思います。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君）　ですから、私は報酬と退職金との違いをきちっと認識していただきたいというふうに申しあげているんです。もうこの問題はここで置いときますけども、時間がないんでね。私は、やっぱり退職金、その町長の1,500万円を超えるというのは高過ぎると。そして、今、基金の枯渇している状況の中で、特別職の分については退職手当負担金を引き上げていくということについても異論をもっているということだけを申しあげておきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。3点目に、公園の充実ということについて、あげさせていただきました。この問題については、これまで何度か取り上げさせていただいてきております。前回は、昨年の6月議会でしたが、その後、日常的に町民の皆さんと対話をさせていただいてきましたが、特にこちらのほうから話題を振ったというわけではないんですが、やはり公園の充実を求める声というのを幾つもいただいています。ある方は、龍田南地域に住んでいる方ですが、「遊ぶ場所がないのか、子どもは道路を占領して遊んでいるため非常に怖い思いで毎日見ている。もっと子どもが遊べる公園をふやしてほしい」という声や、幸前地域にお住まいの方からは、「子ども用自転車を車に積んで馬見丘陵公園まで行っている。町は住民のそうした現状を知っているのか。もっと広い公園を町内につくるべきではないか」と、半分おしかりも混じったような感じのご意見や、あと特に高齢者の皆さんからも「小さい子を遊ばす公園がないのか」「かわいそうだ」「何とかならないのか」などの声をいただきます。やはり、町民の方からこれだけの声があるということは、公園の充実が必要だというふうに私も痛感をしています。そこで1点目の質問になりますが、率直にお尋ねしますが、このように町民から公園充実を求める声がある中で、町はどのような認識をお持ちでしょうか。お答えください。

○議長（嶋田善行君）　藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君）　ただいま公園を求める住民の皆様の声ということで、質問者がおっしゃっていただいております中にひとつ、馬見丘陵公園がございましたですけれども、こういった馬見丘陵公園につきましては、52.06ヘクタールという大きな公園でございまして、主として、ひとつの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的をいたします広域公園ということで、奈良県により整備された公園でございます。本町の住民の皆さんにもぜひとも広くご利用いただきたいというふうに思っております。なお、既に近隣に馬見丘陵公園がございまして、本町内に同規模の大きな公園を県に要望するということが現状では考えられないと思っております。

今日まで、斑鳩町といたしましては、大和川第一緑地あるいは上宮遺跡公園の整備を行っ

ております。また、第3次斑鳩町総合計画の期間中には、西里公園、法隆寺門前広場を含めまして6か所の公園の整備を行い、さらに現在、面積2.8ヘクタールの規模の史跡中宮寺跡整備に取り組んでいるところでございます。

我が国の社会経済変動とともに、本町の財政事情も厳しい状況が続いております。そうした背景から、第4次総合計画では、新しい時代にふさわしい協働のまちづくりを基本に大幅な内容の見直しをする中で、公園につきましては、町内にございます54か所、既存の公園がございましたけれども、こういった公園を安全で快適に利用いただけますよう、本町と地元の自治会の皆様の間で協定書を締結することによりまして、適切な維持管理に努めるとともに、公園施設の適正な維持管理を行う旨の方針としているところでございます。

なお、先にも述べましたが、現在、2.8ヘクタール規模の史跡中宮寺跡整備に取り組んでいるところでございます。この公園の完成によりまして、町民の方々に広くご利用いただけるものではないかと期待しているところでございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 前回にもいただいた答弁ですね。第4次総合計画での位置づけがこうなってますよということで、さらに中宮寺跡とともに、緑地的な公園、その一角を整備しようという町の計画があることについては私も承知をしていますし、それについても、やはり町内の公園、緑地ということで、十分に町民の皆さんに活用いただけるものにしていただきたいというふうにも思っています。ただ、公園の管理について、自治会のほうに管理をお願いする中で、以前に答弁があったのは、その管理が大変だからという自治会の声があるからと言うて、その公園の整備を、していかないとは言っていないんですけども、ふやしていくのかどうかということについて、再度お尋ねをしたいと思うんですが、町は今後ふやしていこうと考えているのかどうか。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 公園を今後ふやしていくのかということでございますけれども、先ほども答弁をさせていただきましたように、基本的な考えといたしましては、第4次総合計画で出させていただいておりますように、既存の公園の安全利用のための維持管理を基本に、今後、適正な管理を進めていくということを方針というふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今ある分を安全に管理していくということについてはわかります。もちろんやっていただきたいと思いますと思いますが、こういう町民の皆さんから声がある中で、町内の公園として足りているか足りていないか、この認識についてはいかがでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 斑鳩町内には54か所の大小さまざまな公園がございます。
54か所ございます。こういった公園を十分にご活用いただきたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今でも、ある公園については使っていただいているというふうに思うんです。その上で、さらに、町民の皆さんからもっとつくってほしいという声があるということを紹介させていただいて、町はふやしていけるのかどうかということをお尋ねしたいんですが。今ある公園を安全に管理するというのは、何度も答弁いただいておりますけれども、ふやそうと考えているのかどうか、その点について明確にお答えをいただきたい。

○議長（嶋田善行君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 先ほど藤川部長もご答弁させていただいておりますように、まず、ふやすことにつきましては、まず、中宮寺公園でございます、史跡中宮寺公園2.8ヘクタール、これの史跡公園としての整備をまず重点的にやっていきたい。これは、第4次総合計画にうたってございます。その後で、今、藤川部長言いましたように、当面、今ある既存の公園54か所、この面積も相当多くございます。面積的には、上宮公園も大きいです。西里公園も大きいです。並松の以前につくった公園もやっぱり大きくある、それなりの大きさをもっておりますので、やはりそこらを十分に活用していただきたいと。中宮寺史跡をまず完成させていくと、第4次総合計画の期間内に完成させていくと。その後、第5次総合計画になって、その時の財政状況によるかと思っておりますけれども、どうするかを考えていくわけでありまして、あれもこれもやっていたときにやはり財政はもたない状況となってきますので、やはり今は中宮寺史跡に全力を挙げて取り組んでいきたいということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、新たな方向性について副町長のほうから示していただいたかと思っております。私も当然、3つ、緑の、次の質問に、2点目の質問に移りますが、3つ一遍に緑の基本計画にあるからといってできるというふうには思っておりません。しかし、やはり計画的に公園を整備していくということが町の考え方として必要ではないかというふうに思っております。今、副町長のほうで、まず第4次の総合計画の中で、この中宮寺跡の公園整備を進めていくと。そしてその次については、第5次で考えていきたいというふうにおっしゃいました。ちょっと確認をさせていただいていいですか。そのことよろしいですか。

○議長（嶋田善行君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 先ほど申しあげましたように、まず、第4次総合計画につきましては中宮寺史跡2.8ヘクタール、これも相当規模の公園でございます。平坦地の中で。あとにつきましては、既存の54か所について、適切に管理をしていきたいと考えております。

次、新たな公園につきまして、そしたら次はどうするのかということにつきましては、第5次の総合計画がございます。この中では、やはりそのときの財政状況等々、また社会情勢もございますわね。そのときの住民さんの要望、いろんな住民さんがおられますので、それらを総合的に勘案して決めていくべきものであると考えております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 町として進めていこうというふうに、財政状況もちろん勘案する中でですが、今後進めていこうという方向が確認できただけでも、まだ今回質問した意味があったかなというふうに思うんですが。ひとつ提案をさせていただきたいと思うんですが、以前にも総務委員会の中で、焼却場、衛生処理場が廃止をされる中で、その跡地利用について、これはきちっと公園の規定をとれるのかどうかというのは別にして、野外学習センターが廃止になって、今、町内にはそういうのがないわけですよ。町外の施設を利用する際に交通費の補助はしていますが。しかし、必ずしも、野外学習センターとしての位置づけができるかどうかは別にしても、やはり子どもたちが一定、野外で体を動かして遊べる、また親子のふれあいができる、そういったスペースとして活用できないか。また、私も同年代のパパさんからご意見を、提案いただいたのは、町としてスペースを確保して町民の皆さんから何か催し物をやりたいというときに、利用できるようなスペースとして確保できないか、というような提案を町民の皆さんからいただいておりますので、特に一定規模の公園というのはやっぱり財政的にも負担がかかってくるものですので、せっかく衛生処理場の跡地があるのでしたら、そういう方向についてもぜひご検討いただきたいと思います。その点についていかがでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 木澤議員がおっしゃるように、今、子どもがいるからということだということで、この間も先だって東京でリニアモーターカーの促進期成同盟会という総会がありまして、そのときに三重県の鈴木知事がその前日に子どもが生まれたということで、この子が15歳になったらリニアモーターカーが開通できる、同時開通をしてほしいんだというあいさつされてましたように、いろいろと事情はあると思います。ただ、その野外活動センターがどうかというよりも、まず私はやっぱり地元の了解を得てあれを解体するのにやっ

ぱり5、6年かかると思うんです。やっぱりその辺のことを考えたら、やっぱり今どうかというよりも、先のことをやっぱり十分考えていかなかったら、やっぱりその解体にまずやっぱり周辺の自治会等の関係等について、やっぱりご理解を示していただかなかつたら、やっぱりダイオキシン等のいろいろな問題がありますから。やっぱりそういうことを踏まえる中でまず解体ができて、完全にできたという段階でやっぱり将来的にどうあるべきかということ、できればそのまま置いておいたほうが、私は将来としては一番いいのではないかなと思っております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 確かに、先に解体の問題というのがありますし、地元の自治会の皆さんの合意という問題もありますので、それをやはり町としてはきちっと後の処置をしていただくということは大前提になってくるかと思いますが、私もすぐここで答えをいただこうと思いませんので、今後、ぜひ検討していただきたいということだけ要望をしておきたいと思えます。

そうしましたら、次の4点目の質問に移ります。4点目については、国旗・国歌の問題についてとり上げさせていただきました。この間、特に式典で国旗掲揚の際に起立をするかしないか、また国歌斉唱をするかしないかという点で、いろいろ物議を醸していますが、大阪府と大阪市で国旗・国歌条例なるものがつくられ、式典の際に管理職が口元をチェックし、教職員がちゃんと歌っていたかどうかを監視するといったことまでが行われるなど、過剰に国旗・国歌に対して起立・斉唱を強要するといった傾向が強まっているということに私は非常に危機感を感じています。もともと、日の丸・君が代を国旗・国歌にすることについては反対の声も強く、1999年の国会で国旗・国歌法案をめぐる国会審議の中で、当時の野中広務官房長官が「内心にまで立ち入って強制しようとする趣旨のものではない」と明言しており、法制定時に国民と学校現場への義務付や強制はしないと確認されていましたが、しかし現在の状況を見ると、明らかに強制が行われており、私はやり過ぎだと考えますが、今の大阪の状況を見て、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例及び大阪市の施設における国旗掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例が大阪府及び大阪市それぞれの議会において判断されて制定されたものでありますので、私自身がこういうことについてコメントする立場にはないと思えます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 私は、他の自治体がやっていること、議会がやっていることに口出しをするというよりも、今起こっている事態について町長がどういうふうにとらえておられるのかなということをお尋ねしたかったのですが、これもお答えする立場にないというお答えでした。ただ、私は、この日の丸・君が代の問題を考える中で、今、国旗・国歌なんだから起立・斉唱するのが当たり前だというような風潮がつくられてしまっているということについて、このままでいいのかなという疑問を感じています。私は、私の思想・信条により、起立・斉唱をしていませんが、いろんな方から「何であなたは起立・斉唱しないのか」ということを聞かれます。そして、そう聞かれたことに対しては、私の思いをお話しています。そのこと自体はいいんですが、人によっては「けしからん」と言って怒り出す人もいます。日の丸・君が代が、過去の歴史の中でどのようなときに、どのような使われ方をされてきたのか、私と同世代ぐらいの方だと知らないという方もたくさんおられます。戦前・戦中、日の丸は侵略戦争の旗印として掲げられ、また、君が代は天皇の行う施政が永遠に続くようにという意味で歌われ、どちらも大日本帝国憲法の天皇主権のもとで国民に対して天皇崇拜と愛国心、ナショナリズムをセットにして植えつけるために利用されたものです。そして、国家の思想に反する者は弾圧され、国民同士の間でも日本が行う戦争や天皇主権に異を唱える者は非国民などと言われ、国家の思想や人権は完全に国家の思想に支配されるもとで侵略戦争に突き進んでいきました。そうした歴史がある中で、かつての戦争を経験された方々や侵略された国の人々からは、いまだに日の丸・君が代を受け入れがたいと思っておられる方というのがたくさんおられます。私は、直接戦争を経験したわけではありませんが、日の丸・君が代のこれまでの経緯についていろいろと学ぶ中で、日の丸・君が代に対しては、いろんな人がいろいろな思いを持っているのであって、嫌な思いを持っている人もいるということをしきりと理解する必要があると考えます。

ですから、今、国旗・国歌なんだから起立・斉唱するのは当たり前だというような風潮がつくれつつあるもとの、一律に式典に国旗・国歌を持ち込むということについても慎重であるべきだと考えますが、町長のお考えはいかがでしょう。

○議長（嶋田善行君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 持ち込むとか持ち込まないよりも、以前にも西和消防組合の出初式がございまして、そのときに国歌斉唱をということで起立をされましたけども、一人だけが起立をされなかった。うちの議長が、そしたらもう来やんほうがよろしいやないかと言うておっしゃったら、平群町でもそういうことがあって、最近では立っておられるようございまして。そういうことがやったらええ悪いとかそういう問題よりも、やっぱり国歌斉唱というんです

から、やっぱり皆さん方が声を出して、なぜ、幼稚園のだったら、ああして皆さんがじゃんじゃん声出して歌っておられる。小学校でも歌っておられる。やっぱりそういうことが、これやっぱり私は皆さん方が教えたなら、やっぱりそういうふうになっていくわけですから、何もそれをしなかったらそれでええんやということには私はならないと思います。

今でもやっぱり祝日となったら法隆寺には、お寺には必ず国旗が揚がってます。そういうことも考えますと、私はやっぱりこの国旗というのはやっぱり日本の象徴ですから、大変重要なものであると考えていますので、このたび日本国民としては国旗掲揚・国歌斉唱は当然のことであると思っています。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 日本人だから、国旗・国歌の起立・斉唱は当然だというふうな町長のお考えですが、日本人でも、やはり戦争を経験された方、また帰化された在日の方もいらっしゃると思います。そうしたいろいろな多民族が形成する国家に成りつつある、今、21世紀の人類社会の中で、果たしてそういった日本人だから歌って当たり前やというような考え方でいいのかということについては、私はこの質問を通じて一石投じておきたいというふうに思っています。そして、子どもたち、今、幼稚園や小学校等、学校でも歌っていますが、私はその国旗・国歌というのを教えるので、あえて教える、私自身は、日の丸・君が代が国旗・国歌であることがふさわしいとは思っていませんが、しかし、あえて教えるというのであれば、その意味や経緯についてもきちんと教えるべきではないか。そして、幼稚園児にそういうことを教えようとしても、なかなか理解するのは難しいと思いますので、きちんと物事の判断ができるようになってから、その意味や過去の歴史もきちんと含めて教えていくというやり方もあるのではないかとこのように思ひまして、今、その意味もわからないのに、とにかく君が代を式典で歌うということについては非常に抵抗があります。

そして、既に町長、一定、お考えを述べていただけてますが、2点目の保育所の問題ですね。先日、町立保育所の保護者会の総会が行われ、私は保護者として出席していましたが、来賓で出席された町長のあいさつの中で、保育園でも、今後、国歌を教えていきたいというような発言がありましたが、これはどういった意図によるものなのか、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○議長（嶋田善行君） 小城町長。

○町長（小城利重君） この間の保護者会が、あわ保育園でありまして、木澤議員さんは保育所の保護者会として役員をされていますから、交通安全対策委員ですか、そういうことで来られたと思います。私が言うたのは、やっぱり幼稚園児が、斑鳩幼稚園も斑鳩西、東幼稚園

も歌っておられると。あるいは法隆寺幼稚園も元気に歌っておられると。で、保育所がやっぱりそういうことについても、小学校へ入ったら、やっぱり片一方の小学生は歌うけども、こっちの保育所から上がった人は歌わないということよりも、やっぱりそういうことをしてはどうでございましょうかということ私はいさつとさせていただいて、やっぱり、できればこの議会の皆さん方にお諮りして、来年の、ことしの卒園式あるいは入園式ぐらいからは、あるいはまた来年が、ことしは無理であれば、来年の入園式あるいは卒園式ぐらいはやっぱり歌える環境を整えていきたいということをお願いさせていただきます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 私は、国歌を教えるということについて必ずだめと言っているわけではないんです。保育園で教えると、歌いたい人は歌えば別にいいと思います。ただ、それを式典に持ち込むのかどうかということには反対ですね。それはやっぱり、今述べてきた理由によるものですし、一保護者として教えてほしいという声もあれば、持ち込まないでほしいという声もありますので、そのことも町長としてご配慮いただきたいということも加味した上で、意見があるということを考えていただきたいなというふうに思います。

最後に、そのことの答弁を求めておきたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 小城町長。

○町長（小城利重君） それぞれ、そりゃいろいろなご意見はあると思いますけども、私としてはやっぱり、斑鳩幼稚園あるいは東、西幼稚園が、やっぱり式典の中で歌っていただいている。あるいはまた、この保育所行政の中で、昔は厚生省の所轄でしたから、保育に欠ける関係でそういうことはなかったのかなと思いますけれども、やっぱりそういうことについてもやっぱりこれからそういう点については、やっぱり皆さん方が元気な子どもをすくすく成長させていただくということであれば、私はやっぱりそういう教えて、あるいは教えることはええとおっしゃっているんですから、やっぱりそういうことはやっぱりやっていくのが当然だと思います。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） この国旗・国歌、日の丸・君が代の問題というのは、法では制定されましたが、いまだにやはり国民的に議論がある問題です。そして、私のように戦争を経験していない人でも、過去の歴史や経過からふさわしいと思っていない人もいれば、歌いたくない、起立をしたくないという人もいる中で、今、東京なんかでは裁判闘争になっていたり、いろいろ問題のあるテーマというか、ものであると思いますので、今後も引き続き私は過去の経緯を忘れない、風化させないという思いも持っていますし、この問題については引き続き

き私自身としてもテーマとして持ち続けて議論をしていきたいというふうに、私の意見を申しあげまして、私の一般質問を終わります。

○議長（嶋田善行君） 以上で、14番、木澤議員の一般質問は終わりました。

ここで、11時10分まで休憩いたします。

（午前10時51分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（嶋田善行君） 再開いたします。

次に、5番、伴議員の一般質問をお受けいたします。5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） これから、一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。まず、公共施設のランニングコストについてであります。住民の方々から、町の施設の維持管理費についての疑問をよく耳にいたしますので、利用することが多い各公民館、生き生きプラザ、いきいきの里の年間にかかるランニングコストを施設ごとに、維持管理の全体の費用額とその主な内訳をお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） まず、私のほうからは3つの公民館のランニングコストについて答弁をさせていただきます。その後、引き続きまして、住民生活部長のほうから生き生きプラザ斑鳩あるいはいきいきの里について説明を申しあげますのでよろしくお願いいたします。

また、金額につきましては、平成24年度の予算ベースで申しあげますので、ここにつきましてもよろしくお願いいたします。

まず、中央公民館、東公民館、西公民館の維持管理費でございますが、3館を合わせまして6,450万1,000円を予算計上しているところでございます。このうち、各公民館の職員や臨時職員にかかります人件費が全体の約57%、金額を申しあげますと3,686万3,000円。次に、各館の清掃業務や警備保障業務など民間への業務委託料が約15%で、金額で申しあげますと965万5,000円。次に、光熱水費が約13%で、金額で申しあげますと837万3,000円がでございます。これらの費用合計パーセンテージで言いますと約85%が維持管理にかかります費用の大部分を占めているところでございます。

また、申しあげました額には、通常における維持管理というご質問でございますので、平成23年度から進めております中央公民館のリニューアルの工事の費用については含めておりませんので、ご了承賜りたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 住民生活部の所管にかかります施設につきまして、私からご

答弁をさせていただきます。

総合保健福祉会館・生き生きプラザでございますけれども、平成24年度の維持管理費につきましては2,968万3,000円を計上いたしております。このうち、施設管理委託料が全体の約62%の、金額にいたしまして1,853万4,000円でございます。次に、光熱水費が約34%の、金額にして1,000万円でございます。これらの費用が維持管理にかかります費用の大部分を占めておるという状況でございます。

次に、いきいきの里についてでございます。平成24年度の維持管理費につきましては3,335万5,000円を予算計上いたしております。このうち、光熱水費が約39%の、金額にいたしまして1,300万円、臨時職員5名の雇用にかかります賃金が約33%、金額にいたしまして1,090万4,000円となっております。施設の点検及び維持管理等にかかります委託費用は約13%で、金額にいたしまして423万円でございます。これらの費用によります維持管理にかかります費用の大部分を占めておるという状況でございます。

先ほど、教育長が答弁いたしました3公民館、生き生きプラザ、いきいきの里の施設の維持管理費用を合計いたしますと1億2,753万9,000円となります。

以上でございます。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 今のお答えから、各公民館、生き生きプラザ、いきいきの里の施設の維持管理費の合計で、年間約1億2,700万円がかかっていることはわかりました。

その内訳の中で光熱水費が約3,000万円を超えるものとなっており、電気や水道を、今後どのように効率的に運営していくか、自己発電等を検討しながら研究されることを要望いたします。

それでは、今後のランニングコストとして、定年維持管理にかかる費用以外の施設の改修・補修の計画はどのようにされているのかをお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） お尋ねでは、3公民館及び生き生きプラザ斑鳩、いきいきの里についての老朽化に伴う改修等についての計画の方針のお尋ねでございますけれども、町全体の施設の老朽化に対する対応もお答えをするために、私のほうからご答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、各公民館についてでございますが、中央公民館につきましては昭和58年に、東公民館につきましては昭和63年に、また西公民館につきましては平成2年にそれぞれ竣工し

て以来、利用者へのサービスの充実を図りますために補修など維持管理にも努めてきたところでございます。また、維持補修費としまして、各館とも年数が経過するにつれ、ここ数年では3館を合わせまして年間平均200万円程度の補修費がかかっている状況でございます。

このような中、中央公民館につきましては、全体的に施設や設備の老朽化が進んできておりますことから、平成23年度より3か年にわたり大規模な改修工事を計画し、現在2年目の工事を実施しているところであります。

次に、総合保健福祉会館についてでございますが、平成20年9月にオープンをし、3年9か月が過ぎました。老朽化に伴う計画は出ておりませんが、日ごろから建物や設備等を点検し、できる限り長く使用できるように努めているところでございます。

次に、いきいきの里についてであります。こちらの施設につきましても老朽化に伴う計画を立てておりませんが、日ごろから建物や設備等を点検し、必要な補修を行いながら、できる限り長く使用できるように努めているところであります。過去における大規模な修繕といたしましては、平成21年度に浴室の床のタイルの張り替えを行い、その修繕にかかります費用といたしましては165万9,000円でありました。また、通常的な維持補修費として、ボイラー、ろ過機、浄化槽、ポンプ等の修繕があり、年間100万円から300万円程度をかけたの補修費がかかっている状況でございます。

これらの施設につきましては、建築基準法に定められております特殊建築物の定期検査報告対象物件となっておりますことから、定期的に特殊建築物定期検査等を受けており、その中で補修等が今後必要と示された部分につきましては、個々にその緊急性等を判断し、計画的に補修等を実施していくという方針で施設の管理を進めております。

この定期検査にかかります費用といたしまして、平成24年度予算では3公民館、総合保健福祉会館、いきいきの里を合わせまして74万1,000円の予算計上をしております。

なお、このたびは、3つの各施設についてのお尋ねでございますが、町といたしましては総括的には、公共施設の長寿命化としまして、まず、町営住宅の長寿命化計画を今年度中に策定をする予定であります。また、役場庁舎についても、築後約27年が経過をしておりますことから、長寿命化に伴う設備診断を行うために今年度予算を計上しているところであります。お尋ねの3つの施設についても、設備の長寿命化について検討もしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 公民館3館で、平常時の維持管理費が年間約200万かかり、いきい

きの里ではその年の修繕の内容に金額が変動するが、年間100万円から300万円かかっている。また、定期検査に今回質問をさせていただいている施設全体で約74万円かかっている。今後は、生き生きプラザの修繕費を考えていけないように思います。

私が思うには、施設を建設することが悪いのではなく、いかに利用しやすい、住民満足度の高いものにしてほしいということです。行政サービスを受ける住民の視点に立ち、さらに利用しやすい、コストに見合ったものにしていただきたいと要望いたします。

では、各施設の運營業務の現状と、今後の民間委託の拡大を町として考えておられるかをお伺いします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） このことにつきましても、ご質問の施設と、町全体の施設の総括も踏まえたご答弁とさせていただきますために、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、各公民館についてでございますが、社会教育行政のあり方の基本を定めた法律であります社会教育法の第20条及び第21条では、公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために実際生活に即する教育・学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に市町村が設置するものと規定をされております。

また、同法では、この目的を達成するために定期講座の開設や講習会、講演会、実習会の開催、図書、記録向け資料等を備え、その利用促進を図ることや各種の団体機関等の連絡を図ることなど、公民館が事業を行うことと規定をされております。

このように、各公民館につきましては、受付業務以外での業務のウエイトが大きく、また専門的な知識等も求められることも多いことから、社会教育指導員や職員による運営が適当であると考えております。

なお、質問者のおっしゃる趣旨でもありますが、民間活力を導入すべきところは導入していくという考えの中、清掃業務や警備保障業務、そして各種機器等の点検業務については民間業者に、また、公民館の図書室については町立図書館が開館する前より公民館図書室の運営に協力をいただいております図書ボランティアグループに委託をしている状況であります。

次に、総合保健福祉会館についてであります。オープン当初から館内受付業務もはじめ、設備管理業務や清掃業務などを民間に委託し運営をしております。

次に、いきいきの里の運營業務につきまして、現在、受付業務や浴室や各室の部屋の清掃業務等は臨時職員を雇用し、運営を実施しております。また、ボイラーやろ過機等の機器管理や一部施設用務等につきましては、民間委託を実施しております。今後の受付業務等の民間委託についてであります。現時点におきましては、現在の職員において利用者からも信用を受け、またコミュニケーションも図られていますことから、安定した運営が行えると考えております。今後につきましては、サービスの向上の観点から民間委託につきましても運営方法のひとつとして検討をしていく必要があると考えております。

今後、これらの施設の運營業務に関する民間委託につきましては、その施設の特質や費用等を考えながら検討をしていくことも必要であるかと考えております。ただ、直営方式であっても民間委託であっても、住民の皆様にとって利用しやすい施設であるため、サービスの質の向上を図ってまいりたいとこのように考えております。

なお、現在、第4次斑鳩町行政改革大綱を作成中ではありますが、この中におきましても、公共施設の効率的な運営管理につきまして盛り込んでまいりたいと考えております。その中でお尋ねの施設以外の公共施設についても民間活力の導入を検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 確かに、今の回答にありますように、業務の内容が民間委託になじまないものや、費用の削減が見込めないものがあり、何でも民間委託を実施すると行政改革が進んでいるような風潮が一部にはありますが、今後大切なことは、住民になぜそうしているのかを説明できることだと思います。決して、古い施設と新しい施設だけの違いだけで運営方法の違いが出ていることがないようによろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。第3次行政改革に基づく開かれた町政運営についてです。その中で、毎年、広報いかるがに掲載されている斑鳩町における情報公開制度の最近の傾向と内容、そして斑鳩町の情報公開は、制度制定から今日までどのように推進されて現在まできているのか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 情報公開制度につきましては、平成10年10月1日から情報社会の目覚ましい進展と行政機能の多様化、高度化が進みますなか、広範囲で多様な行政情報、正確かつ迅速に提供することにより町政に対する町民の理解と信頼を深め、町民の町政への参加を促進し、もって公正で開かれた町民本位の町政を一層推進することを目的に運用をし

てきております。

運用開始からことし3月末までの斑鳩町公文書の開示に関する条例による公文書開示請求等の件数は392件、また斑鳩町個人情報保護条例による個人情報の開示等の件数は164件となっております。

なお、公文書開示請求に係る不服申し立ては7件あり、その内容は個人の住所、氏名等、事業者の銀行口座の開示請求に対し、町が一部非開示決定を行ったことに対する不服申し立てとなっております。

また、制度開始からの5年間の年間平均請求等の件数は、公文書開示請求等が51件、個人情報開示請求が15件となっており、一方、最近の5年間の平均では、公文書開示請求等が8件、個人情報開示請求が11件となっており、請求件数は減少をしております。

この減少の要因は、町行政監視のため、特定の方からの請求等が減少をしていること、また情報提供等の推進により町から町民への情報の流れが円滑になり、町民が町政の内容をよく知ることができるようになったこと等によるものであると考えております。

次に、請求等の内容といたしましては、まず、公文書開示請求等では各種補助金申請に関する書類、業務契約に関する書類、各種工事に関する図面、公金の支出に関する書類等、幅広い内容となっております。また、個人情報開示請求では、主に採用試験における自己の試験結果の開示となっております。

なお、情報公開の状況といたしまして、毎年6月号の広報紙におきまして前年の請求及び開示等の件数並びに制度の周知啓発を行っており、引き続き適切な運用を行い、開かれた透明性の高い行政運営を行い、町政に対する町民の理解と信頼を深め、町民の町政への参加を促進し、公正で開かれた町民本位の町政の推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 制度開始時期は多くの請求があったが、最近は少なくなっていることはわかりました。その理由が、情報開示が円滑になったことが理由であればよいのですが、行政活動に対し無関心な状態が起こらないように、今後とも、行政も、住民との信頼関係を深めていただくよう要望いたします。

では、情報開示とともに町政運営に大きくかかわる人の問題ですが、町として職員の方などの人材育成はどのように取り組まれているのかをお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 人材育成への取り組みでございますが、地方公務員を取り巻く環

境は複雑かつ多様化し、地方公共団体が地域社会や住民に対してなすべき責務や職員に求められる役割、責任はますます高まってきております。

また、複雑化、多様化した住民ニーズに迅速かつ的確に答えていくためには、簡素で効率的・効果的な行政サービスを提供できる体制の構築、すなわち行政改革のさらなる推進が必要であると考えております。特に、行政コストにおいて大きなウエイトを占める人件費につきましては、いかに職員数を抑制し、人件費を削減していくかが重要な課題となっており、最小の人員で最大の効果を上げることを目的に、職員の適正配置等により限られた人材を有効に生かした行財政運営を進めております。こうした中、職員一人ひとりがみずから考えて行動するとともに、コスト意識、スピード意識、改革意識の高い職員を育成することを目的といたしました人材育成を行ってきており、その中で平成21年度から試行的に人材の育成と活力を強力に推進するための中心的なシステムとして、人事考課制度を実施しています。

この制度は、まず本人による考課、そして所属長による第1次考課及び第2次考課を経て調整を行うとともに、考課を行う前の事前面談及び結果が出た後の結果面談という2回の面談を行うことにより、職員自身の行動や業務の改善に関して気づきを与えたり、お互いに業務を遂行する上で共通認識を持つことができるなど、職員の資質向上、また組織全体のレベルアップを図ることを目的としているものでございます。

また、職員研修では、奈良県市町村職員研修センター及び市町村職員中央研修所、いわゆる市町村アカデミーでございますが、これらも研修所が主催する各種一般研修や専門研修に参加をし、その中で政策形成能力や業務遂行能力などを高め、職員の資質向上に努めますとともに、今年度は奈良県職員相互派遣実務研修により本町職員1名を奈良県に派遣し、また奈良県から職員1名の受け入れを行っているところでございます。なお、同時に職員が自主研修に積極的に取り組む努力も必要であると考えているところでございます。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） では、以前行われていた人事考課制度導入前の評価制度と人事考課制度の違いや期待できる効果について、以前、議会として説明を受けたことがありますが、もう一度お尋ねします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 人事考課制度導入前の評価制度と、それからいわゆる勤務評定と、今現在の人事考課制度の特徴、違い等でございます。

本町では、平成9年4月に職務の公務能率及び職員資質の向上と公正な人事管理を資する

ことを目的として斑鳩町職員勤務評定要綱を制定し、管理職による２段階の評価を行い、評定者の責任において職員の職務を常に観察する中で、公正な評定に努めておりました。また、評定者は評定の重要性を認識し、評定者みずからも必要な知識、見識の醸成に努めるとともに、評定結果は昇給等の人事管理に利用をしておりました。

次に、現在、試行的に実施をしております人事考課制度でございますが、その目的は職員の自己能力を向上させるものであり、地方分権時代を担うにふさわしい職員、時代の変化に的確に対応できる人材を育成することでございます。したがって、人事考課制度は次に申しあげます４つの役割を担っているところであります。

初めに、第１点目としましては、行動改革、能力開発の指針としまして、考課基準は、単に考課の基準というだけでなく、職員に対してよりよい仕事をするために必要な能力・行動を具体的に示すものであります。これらを指針として、自己の行動変革、職員の能力開発に取り組むものであります。

次に、第２点目として、職員に気づきを提供することです。面談を通じまして、考課結果を全面的にフィードバックしますので、自分ほどの能力・行動が十分であり、またどの能力・行動が不足をしているのかを知ることができ、今後どのように能力開発に取り組めばいいのかの気づきを得ることができます。

次に、３点目としまして、考課結果を人材育成に生かすことです。人事考課の結果は、人事異動のデータとして活用いたします。これにより、年功序列ではなく、能力・実績を重視した適材適所の人材育成を目指します。

次に、４点目としまして、コミュニケーションと人材育成の機会をつくることとでございます。自己の能力開発について話し合う機会は、よほど意識的につくらない限り、なかなか機会がないものであり、人事考課を実施することにより、上司と職員が仕事の進め方について話し合ったり、能力開発についての相談やアドバイスをするといったよい機会が生まれることが期待できます。

人事考課は、職務について考課するものであり、人格や人間としての価値や優劣を評価するものではございません。職員自身が自分の能力を知り、能力開発に役立てること、適材適所の配置を実現し、職員が能力を最大限に発揮し、組織力を高めることを目的とするものであります。制度の目的・内容を十分に理解した上で、積極的に活用し、人材の育成と自己の能力アップに取り組むことを期待し、取り入れている制度でございます。

○議長（嶋田善行君）　５番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 今後、人事考課制度を推進していくと、報酬との関係をどうするかが大きなテーマになると思いますが、必ず公平性を担保したことを要望いたします。

それでは最後に、町政運営について財政の観点から、当町のプライマリーバランス、つまり借金なしの歳入と歳出に対する考え方をお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） まず、プライマリーバランスにつきまして、少しふれさせていだきたいと思います。プライマリーバランスは、基礎的財政収支のことで、収入から町債を除いた額と、支出から町債の返済である公債費を除いた額との差のことであります。

プライマリーバランスのマイナス、いわゆる赤字は、一般的には借金の返済をしなければ必要な事業を行うための資金が賄えない状況を表しており、借金返済のスピードを上回る借り入れを行っている、つまり借入残高がふえている状況に陥っていることになるといわれております。

さて、当町のプライマリーバランスの状況についてでございますが、平成18年度決算ベースで5億1,738万3,000円の黒字、平成19年度決算ベースで1億9,046万4,000円の赤字、平成20年度決算ベースで4億1,092万4,000円の赤字、平成21年度決算ベースでは8億8,026万4,000円の黒字、平成22年度決算ベースでは9億5,768万8,000円の黒字となっております。平成19年度、20年度の赤字につきましては、生き生きプラザ斑鳩の建設やJR法隆寺駅周辺整備事業などの大型建設事業の実施に伴います町債の借入額が、この年度の公債費を大幅に上回ったことによります財務的収支の赤字の影響と考えられます。

このことから、地方自治体のプライマリーバランスは毎年度ごとの町債を活用する普通建設事業の事業量によって、財務的収支が大幅に増減するものと分析をしているところでございます。直近の決算額であります平成21、22年度におきましては、一定して多額の黒字額となっておりますことから、現段階では当町のプライマリーバランスは問題がない状況にあると考えているところであります。

ただ、先ほども申しましたように、将来の大型建設事業の進捗状況によりましては大きく変動をすることもありますことから、今後におきましてもプライマリーバランスの動向に配慮をしつつ、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 今の回答からわかったことは、我が町は約15億円ぐらいの単発の支

出が発生するときにプライマリーバランスが赤字になってしまうということです。しかし、プライマリーバランスに対する国と町ではとらえ方が全く違うことや、財政を見る一つの指標でしかありません。思うに、住民満足度の兼ね合いを注視しながら、大胆かつ慎重に町政運営に努めていただくことを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴、ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。

これをもって、予定いたしておりました一般質問はすべて終了いたしました。

11日は、午前9時から建設水道常任委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

（午前11時39分 散会）